

記載要領等	租税特別措置法第70条の7第30項（第3号・第4号）・第70条の7の2第31項（第3号・第4号）・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（一般措置）
-------	---

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7第2項第1号に規定する認定贈与承継会社、同法第70条の7の2第2項第1号に規定する認定承継会社又は同法第70条の7の4第2項第1号に規定する認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法第70条の7第30項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）・第70条の7の2第31項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）・第70条の7の4第16項において準用する同法第70条の7の2第31項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受けている方（「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の(3)又は(4)に該当する場合として当該届出書を提出した方）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日です。

- 1 基準日が経営（贈与・相続）承継期間内にある場合 基準日の翌日から5月を経過する日
 - 2 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合 基準日の翌日から3月を経過する日
- （注） 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第70条の7第2項第7号（第70条の7の2第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

《記載要領等》

- 1 A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「**贈与 特定事業年度**」といいます。）の売上金額に下記3(1)の売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。
 - 2 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。
 - 3 a欄～d欄は次のとおり記入します。
 - (1) 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「**売上判定事業年度**」といいます。）の売上金額を記入します。
 - (2) 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記(1)により計算された金額）×100」により計算します。
 - (3) 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷適用対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。
- （注） 「**資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合**」とは、措置法第70条の7第3項第9号（第70

＜租税特別措置法第 70 条の 7 第 30 項（第 3 号・第 4 号）・第 70 条の 7 の 2 第 31 項（第 3 号・第 4 号）・第 70 条の 7 の 4 第 16 項の規定の適用を引き続き受けた旨の届出書（一般措置） 記載要領等＞

条の 7 の 2 第 3 項第 9 号、第 70 条の 7 の 4 第 3 項）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。

4 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日である場合で、経営（贈与・相続）承継期間内に、措置法第 70 条の 7 第 3 項第 2 号（第 70 条の 7 の 2 第 3 項第 2 号、第 70 条の 7 の 4 第 3 項）の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき（「雇用確保要件を満たさなくなったとき」といいます。）には、e 欄～h 欄を記入します（平成 26 年 12 月 31 日以前の相続等又は贈与により取得した非上場株式等について、所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）による改正前の相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた経営承継受贈者（経営承継相続人等、経営相続承継受贈者）のうち、同法附則第 86 条第 14 項の書類（新法選択届出書）を提出していない方（以下「旧法適用者」といいます。）は記入を要しません。）。

(1) 「e 売上割合（「b」欄）の合計」欄は、経営（贈与・相続）承継期間内に終了する各売上判定事業年度の 2 の「b 売上割合」欄を合計した数を記入します。

(2) 「f 売上割合の平均値」欄は、「e 売上割合（「b」欄）の合計÷売上判定事業年度の数」により計算します（最初の売上判定事業年度終了の日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、租税特別措置法施行令（以下「措置令」といいます。）第 40 条の 8 第 54 項又は第 56 項（第 40 条の 8 の 2 第 58 項又は 60 項）に規定する割合を記入します。）。

(3) 「g 雇用割合（「d」欄）の合計」欄は、経営（贈与・相続）承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日における 2 の「d 雇用割合」欄を合計した数を記入します。

(4) 「h 雇用割合の平均値」欄は、「g 雇用割合（「d」欄）の合計÷経営（贈与・相続）承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日の数」（最初の売上判定事業年度終了の日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、「経営（贈与・相続）承継期間の末日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数」）により計算します。

（注） 旧法適用者について、雇用確保要件を満たさなくなった場合には、各要件緩和期間において「d 雇用割合」が、「売上割合」の区分に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。

5 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2 の「a 売上判定事業年度の売上金額」が「A（贈与）特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。

6 認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。

（注） 1 「適用対象贈与の時」とは措置法第 70 条の 7 第 1 項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「相続開始の時」とは措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。

2 「常時使用従業員」とは、措置法第 70 条の 7 第 2 項第 1 号イ（第 70 条の 7 の 2 第 2 項第 1 号イ、第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 1 号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。

3 「要件緩和期間」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には、適用対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日ま

＜租税特別措置法第 70 条の 7 第 30 項（第 3 号・第 4 号）・第 70 条の 7 の 2 第 31 項（第 3 号・第 4 号）・第 70 条の 7 の 4 第 16 項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（一般措置） 記載要領等＞

での期間をいい、経営（贈与・相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日から 1 年を経過するごとの日（以下「特定基準日」といいます。）の直前の特定基準日（その 1 年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日までの期間）をいいます。なお、「**（贈与）特定期間**」とは、措置法第 70 条の 7 第 30 項第 1 号（措置令第 40 条の 8 第 51 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第 70 条の 7 の 2 第 31 項第 1 号（措置令第 40 条の 8 の 2 第 55 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）特定期間をいいます。

- 4 「**雇用判定基準日**」とは、措置令第 40 条の 8 第 57 項第 1 号及び第 2 号（第 40 条の 8 の 2 第 61 項第 1 号及び第 2 号、第 40 条の 8 の 4 第 25 項）に規定する雇用判定基準日をいいます。
- 5 「**経営（贈与・相続）承継期間**」とは、措置法第 70 条の 7 第 30 項第 1 号（第 70 条の 7 の 2 第 31 項第 1 号、第 70 条の 7 の 4 第 16 項）に規定する経営（贈与・相続）承継期間をいいます。